

津山市議会議員

政岡あきひろ

議会報告

津山市の皆様には議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。

ごあいさつ

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告第三十号」が出来上がりました。是非、ご覧いただきたいと思えます。

この議会報告は、一年に四回開かれる津山市議会の本会議が終わる度に作成しています。新聞や広報誌、或いはYouTubeなどでは伝わらない津山市議会の様子や、私の議員としての活動内容について、なるべく分かり易くお伝えするために作成しています。



質問の項目

この九月議会では、まず市長の市政方針に関して、DXの推進による行財政改革の推進について議論を深めました。

続いて、行政の最大の責務といえる市民の生命と財産の保全という視点から、先の六月議会に引き続き、今年三月に院庄地区で発生したエコ商事の火災に関する問題点について、執行部を質していききました。

具体的な内容

① DXの推進による行財政改革の断行

私は、何をするにも人が良くなければ物事は上手くいかないと考えています。このことは、会派未来としても常に提言し、先の六月議会でも人づくりと行財政改革の断行の必要性を質しました。

その際、市長からDXの推進により、行財政改革の断行を図るといふ答弁がありましたので、

この九月議会ではその具体的な内容について議論を深めました。そのうえで、議会での執行部のタブレット端末等の導入の必要性に言及しました。

② 市民の生活と安全を守る施策実施

改めて確認しておきますが、本年三月二十六日に院庄地区でエコ商事による火災が発生し、延べ二日間に渡り約十八時間も燃え続けました。

この火災では、隣接する施設への類焼が危ぶまれ、大量に山積みされたプラスチック系の廃材等から発生した、異臭を伴う煙による影響は本市の西部地域の広い範囲に及びました。

私は、先の六月議会において、この火災が単に一つの事業者が偶然起こした火災という位置づけでは、済まされないものであることを指摘しました。

その背景には、ここに至るまでに行政による適切なチェック機能が適切に働いていたのかという疑問があります。結果的に六月議会では、何点かの具体的な問題点が浮かび上がりました。

一方で、それらの問題点については、専門的な知識や見解に基づく検証が必要です。他方、本会議における質問時間は一人三十分という制約がありますので、的を絞って質疑する必要があります。したがって、今回は農地転用に関する流れを中心に問題点を検証し、今後の方向性を質しました。

また、この問題に関しては、我が国における廃棄物行政における問題が内在していることも解ってきました。それは、今回深刻な火災を起こしたエコ商事のように、産業廃棄物処理の許可を持たない業者（古物営業や金属くず取扱業に基づく認可のみ）によって、本来産業廃棄物の範囲に入るべき「再生資源物」といわれるグレーゾーンの物品の取り扱いが、半ば公然と行われていることです。

実は、先の六月議会の後、私の質問の様子を見ておられた、津山市再生資源事業協同組合の役員の方から連絡をいただきました。そして、産業廃棄物処理業界を取り巻く現状と、早急な法整備の必要性等について事情を聴取し、意見交換をさせていただきました。

私は、この九月議会では、そうした業界の現状を訴え、大きくは国による法整備を促す取り



▲裏面に続く

会派未来

発行 政岡あきひろ事務所
活気ある津山へ 未来志向改革!!

〒708-0014 津山市院庄 621-2
Tel. 0868-28-0501 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
[URL] <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>

組みを、また目の前の現状に対応するためには、本市が進んで条例を制定するべきであると執行部を質しました。以上が、主な質問内容です。

答弁と詳細な質疑の内容

①DXの推進と行財政改革について

まず市長から、自治体DXの推進による行財政改革への取り組み方針が示されました。現状のプロセス全体を見直したうえで、デジタル技術を活用しながら、業務を可視化することから取り組むというものでした。私も、その方向性で良いと考えていましたので、積極的な取り組みを求めておきました。

続いて、議会におけるDXの推進に言及しましたが、議会における情報端末の適所配置に関しては、DX推進の取り組み全体の中で研究するという、やや積極性に欠けるものでした。これに関しては、その意義と必要性をさらに説き、積極的な取り組みを促しました。

②エコ商事に関する許認可業務の精査と産業廃棄物処理に関する法整備の必要性について

先の六月議会において、許認可業務に関する問題点が何点か抽出されましたので、今回は、その中から、エコ商事の農地転用が許可される流れについて、検証しました。

やはり、当初の段階において



事業者の資質や事業目的、さらには、目的地の利用に関する入念な照査という点において、十分ではなかったという主旨の答弁がありました。具体的には、申請時に必要な書類が表面的に整えられていたので、形式的なチェックのみで許可したというものでした。

しかしながら、当該地は申請した土地のみではなく、既存の土地と一体化した開発許可申請が必要な案件であることは、少し注意すれば見抜けたはずですが、これに関しては、質疑の中で執行部も認める形になりました。そのうえで、今後においては、関係各部署の連携を今以上にはかり、適切な判断ができるようにして行きたいという姿勢が示されました。

そのことを踏まえ、私は、開発許可申請における許可権者は岡山県であり、現在の使用形態は明らかに問題があるので、岡山県に対して厳正な対応を促すように求めました。これについては、本年度から就任された栗村副市長が元県職員でもあり、そのパイプも生かして取り組み

ようにお願いしました。副市長からは、引き続き適切に取り組みむという答弁をいただきました。

さらにいえば、これは単に院庄という一地域の問題ではありませぬ。本市のどこかで、いつ起きても不思議ではない問題です。私は、そのことを踏まえ、今後市民や地域住民の不安が少しでも軽減されるように、この問題の検証を継続していくことを執行部に申し入れました。

一方、産業廃棄物処理に伴う法整備の必要性に関する質疑では、全国的に繰り広げられている、正式な産業廃棄物処理業者ではない業者による営業実態や、杜撰な物品管理の状況などに言及したうえで、早急な法整備の必要性を訴えました。この際、鳥取県・千葉県・岐阜県などにおいて、既に条例を制定して取り組まれている事例を紹介し、地方自治体として取り組むべき方向性も示唆しました。

実際、そのような先進自治体では、現状のように古物営業や金属くず取扱業の業者が、明らかに産廃と思われる物品を「有価物」として取り扱っている状況を憂慮し、扱った物品が何である、適正な保管と管理が必要であるという視点から、条例を制定して取り組んでいます。

私は、そのことを強く訴え、津山市が率先して条例制定に動く必要性と、県や国に対して早急な法整備を求めることの重要

性について執行部を質しました。

執行部からは、他県の事例などを把握し、まずは岡山県に現状を伝え検討するという答弁がありました。私は、さらなる積極的な姿勢を求めました。

最後に市長から、今後においても危機事象の未然防止に、対策を強化していきたいという主旨の答弁がありました。

終わりに

これからも、市民の安全安心にかかわる問題については、継続して取り組んでいくつもりです。また、市政に対する市民の皆様のご意見も、しっかり届けていきたいと考えています。今後とも、ご指導ご鞭撻よろしくお願いたします。



会派未来

活気ある津山へ
未来志向改革!!

発行 政岡あきひろ事務所 Tel. 0868-28-0501
〒708-0014 津山市院庄 621-2 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaoka@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>
右記 QR コードから入る事ができます。→

